

3 月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成29年3月22日(水)																								
開催日時	午後3時00分																								
開催場所	市役所別館 3階会議室																								
出席委員	<table border="0"> <tr> <td>教育長</td> <td>三笥 眞治郎</td> <td>職務代理者</td> <td>諫 本 憲 司</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>永 山 眞 江</td> <td>委員</td> <td>田 島 み き</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>佐 藤 る り</td> <td>委員</td> <td>木 下 靖 郎</td> </tr> </table>	教育長	三笥 眞治郎	職務代理者	諫 本 憲 司	委員	永 山 眞 江	委員	田 島 み き	委員	佐 藤 る り	委員	木 下 靖 郎												
教育長	三笥 眞治郎	職務代理者	諫 本 憲 司																						
委員	永 山 眞 江	委員	田 島 み き																						
委員	佐 藤 る り	委員	木 下 靖 郎																						
出席参与	<table border="0"> <tr> <td>教育次長</td> <td>鈴木 俊行</td> <td>教育総務課長</td> <td>高瀬 享</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>中島 靖彦</td> <td>社会教育課長</td> <td>田中 孝明</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課長</td> <td>池田 寿生</td> <td>博物館長</td> <td>大島 誠一</td> </tr> <tr> <td>咸宜園教育研究センター長</td> <td>竹尾 秀広</td> <td>淡窓図書館長</td> <td>安養寺雄二</td> </tr> <tr> <td>兼 世界遺産推進室長</td> <td></td> <td>体育保健課長</td> <td>渡邊圭一郎</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター長</td> <td>永瀬 常富</td> <td>人権・同和教育室長</td> <td>伊藤 伸也</td> </tr> </table>	教育次長	鈴木 俊行	教育総務課長	高瀬 享	学校教育課長	中島 靖彦	社会教育課長	田中 孝明	文化財保護課長	池田 寿生	博物館長	大島 誠一	咸宜園教育研究センター長	竹尾 秀広	淡窓図書館長	安養寺雄二	兼 世界遺産推進室長		体育保健課長	渡邊圭一郎	学校給食センター長	永瀬 常富	人権・同和教育室長	伊藤 伸也
教育次長	鈴木 俊行	教育総務課長	高瀬 享																						
学校教育課長	中島 靖彦	社会教育課長	田中 孝明																						
文化財保護課長	池田 寿生	博物館長	大島 誠一																						
咸宜園教育研究センター長	竹尾 秀広	淡窓図書館長	安養寺雄二																						
兼 世界遺産推進室長		体育保健課長	渡邊圭一郎																						
学校給食センター長	永瀬 常富	人権・同和教育室長	伊藤 伸也																						
書記	教育総務課 総務企画係 主幹 (総括) 衣笠 雄司																								
附議議案	<p>議案第11号 日田市教育行政実施方針について</p> <p>議案第12号 日田市教育委員会個人番号利用事務における本人確認に関する事務取扱要綱の制定について</p> <p>議案第13号 日田市教育庁組織規則の一部改正について</p> <p>議案第14号 日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正について</p> <p>議案第15号 日田市教育委員会職員職名規則の一部改正について</p> <p>議案第16号 日田市学校給食調理場の組織及び管理に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第17号 日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第18号 日田市立博物館条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第19号 咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第20号 日田市教育委員会公印規則の一部改正について</p> <p>議案第21号 旧日田市立丸山小学校用地及び建物の変更について</p> <p>議案第22号 旧日田市立出口小学校用地及び建物の変更について</p>																								

議案第 23 号 中学校寄宿舍用地の変更について
議案第 24 号 日田市立小中学校総合的な学習の時間推進交付金交付
要綱の廃止について
議案第 25 号 日田市立博物館協議会委員の任命について
議案第 26 号 豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する
条例施行規則の一部改正について
議案第 27 号 日田市補助金等交付規則第 4 条の規定による補助
対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定め
る告示の一部改正について
議案第 28 号 日田市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第 29 号 日田市社会教育指導員の委嘱について
協 議 事 項 日田市民文化振興基金実行委員の推薦について
協 議 事 項 「日田市児童福祉施設苦情調査委員会」委員の推薦に
ついて
協 議 事 項 「日田市老人保健福祉計画策定委員会」委員の推薦に
ついて
報告第 4 号 平成 29 年 2 月期寄附採納について

<p>教 育 長</p>	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから3月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>前回議事録の確認でございますが、2月定例教育委員会の議事録について、変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）御了解いただきましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、教育長の報告でございますが、教育長の一般報告につきましては、お手元に配付しております資料により報告とさせていただきます。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第11号について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案第11号、日田市教育行政実施方針についてでございます。</p> <p>教育基本法第17条第2項に基づきまして、本計画を定めるものでございますが、現在の計画が平成24年から平成28年度までの5年間を計画期間といたしたものでございますので、次期の計画といたしまして、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間として日田市教育行政実施方針を定めるものでございます。</p> <p>教育総務課から御説明を申し上げます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは、日田市教育行政実施方針について、御説明を申し上げます。</p> <p>議案集の1ページになります。</p> <p>この教育行政実施方針については、これまでも委員さん方に協議させていただきました。2月から3月にかけて、日田市のホームページ等で、パブリックコメントの募集をさせていただきました。</p> <p>その結果を、議案集の2ページから3ページにかけて掲載しております。</p> <p>まず、2ページの一番上の部分ですが、まず、文京都市日田市に学校（大学・高校）を誘致してはいかがかという御意見、その下については、教育行政実施方針の15ページですが、いじめ・不登校対策の充実・強化についての部分、そして2ページから3ページにかけて、教育行政実施方針では14ページに記載をしておりますフッ化物洗口についての御意見をいただいております。</p> <p>御意見と御意見に対する市の考え方、全て読み上げますと、時間がかかりますので、事前に資料はお配りさせていただいておりますので、お読みになっていただいているということで進めさせていただきますが、左側が意見、右側がそれに対する市の考え方ということで整理させていただいております。</p>

後ほど、この日田市教育行政実施方針の案について、一部これ以外で修正を加えましたので、そちらで説明させていただきまして、本日御承認をいただければ、このパブリックコメントに対する市の考え方は、またホームページで公表させていただき、最終的には、この教育行政実施方針を教育委員会で御承認いただいた後に、市長の決裁を受けて、日田市のホームページで公表したいと考えております。

パブリックコメントに対する考え方は以上でございます。

次に、教育行政実施方針（案）の変更点ということで、A4の縦の資料をお配りしております。これは委員さん方にこの教育行政実施方針に対しまして、いろいろ御意見をいただきましたが、いただいた御意見についての一部修正や、現在策定中の第6次日田市総合計画との整合性を図るための修正、また、体育保健課で、現在、日田市スポーツ振興計画、これは2月の定例教育委員会で御報告をさせていただきましたが、その数値等で若干整合性を図る部分が出てきましたので、修正をさせていただいております。

お配りしています教育行政実施方針では、修正した部分が赤い部分で表示をさせていただいております。

それでは、変更点について、簡単に御説明させていただきます。

この変更点を要約した部分をご覧ください。

まず、1ページ目の一番上でございます。実施方針の11ページに「アクティブ・ラーニングの視点に基づく」ということで、アクティブ・ラーニングという言葉を使っておりましたが、新しい学習指導要領では、アクティブ・ラーニングという言葉は使わずに、主体的・対話的で深い学びという表現に変わっております。

したがって、この整合性を図るために赤字のように変更をしようとするものでございます。

また、実施方針の12ページ、13ページ、これは諫本委員からのご意見であったと思いますが、日田市教育大綱の基本理念に「未来を切り拓き、ふるさとを愛するひとづくり」という大きい基本理念があるので、ふるさとを愛する心の育成であるとか、地域の魅力を学ぶ、こういったものも入れてはどうかという御意見をいただきましたので、1ページ目の2番目、3番目、4番目については、赤字のように修正をさせていただきたいと思っております。

また、実施方針の23ページですが、これは人権に関する項目ですが、「人権における技能的側面の更なる学習」となじみのない分かりにくい表現でございましたので、もう少しわかりやすい表現にしてくださいという御意見がございましたので、赤字のほうに修正をさせていただきたいと思っております。

<p>教 育 長</p>	<p>2 ページをお願いいたします。</p> <p>2 ページの一番上です。実施方針では、24 ページになりますが、こちらも「人権感覚の技能的側面」という表現がございましたので、「人権感覚を高めるための」と修正をさせていただきたいと思えます。</p> <p>続きまして、実施方針の32 ページ、36 ページの部分については、同じく日田市教育大綱の基本理念に基づきまして、ふるさとを愛する心の育成でありますとか、ふるさとを愛する人づくりを進めるというような教育大綱の基本理念に基づいて、関連部分を修正させていただきました。</p> <p>下から2 番目、実施方針では37 ページの青少年リーダー研修参加者数の部分でございますが、当初は現状地に数字が入っておりませんでした。平成28年度の数値が確定いたしましたので、赤字のとおり修正をさせていただきたいと思えます。</p> <p>また、追加として、公民館の利用者数を、第6次日田市総合計画には記述をしておりますので、実施方針にも追加させていただきたいと思えます。</p> <p>3 ページをお願いいたします。</p> <p>実施方針の42 ページ、49 ページ、51 ページにつきましては、第6次日田市総合計画との整合性を図るため、赤字のとおり修正や追加をさせていただきたいというものでございます。</p> <p>最後に、6 ページ目をご覧ください。実施方針の52 ページも、第6次日田市総合計画との整合性を図るということで、「スポーツイベントボランティアの普及・組織化」を「スポーツイベントボランティアの育成と組織化」という表現に修正させていただきたいと思えます。</p> <p>また、52 ページのそれぞれの指標に対する現状や目標値を、日田市スポーツ振興計画との整合性を図るため、赤字のとおり修正させていただきたいというものでございます。</p> <p>以上、教育行政実施方針（案）について修正をさせていただきましたので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第11号について、ただいま説明がございました。</p> <p>御質疑等はございますでしょうか。パブリックコメントの全内容と、その意見に対する考え方、そして教育委員さん方に御意見をいただいた部分について、教育行政実施方針の変更点の説明がありましたが、内容については十分目を通していただいていると思えますが、特にございませんか。はい、どうぞ。</p>
--------------	---

永 山 委 員	<p>パブリックコメントの中で、フッ素に関する御意見がすごく多くて、皆さんの関心の高い部分だと思うんですが、これはいろんな考え方がおありなのは十分わかりますので、この市の考え方の中に、これは強制的にするものではないという一言を入れるほうが、御意見出された方が納得するのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>議案集2ページの御意見に対する右側の市の考え方の一番下から5行目の部分、「保護者にフッ化物洗口の安全性、有効性についての説明を行い、理解と同意を得た上で実施しているところですよ」ということで、最終的には保護者の方に御理解をいただいて、同意をいただいた上で実施しておりますというように記述させていただいているものでございます。具体的には、どのような流れで実施しているかについては、学校教育課長から。</p>
学校教育課長	<p>現在、モデル校で実施しておりますが、モデル校では、まず教職員に対して、専門的な知識を持っておられる歯科医の方からの説明会を開催しています。また、保護者対象の説明会も開催をしております。その説明会にどうしても出られないという保護者もおられましたので、1回ではなく、2回目の説明会を開催して実施したところでございます。</p> <p>フッ化物洗口についての説明を行い、その上で保護者から同意書を提出していただき、フッ化物洗口を実施しているところでございます。実際のところは100%ではございません。モデル校として実施しております2つの学校の実施率は、若宮小学校が86.4%、石井小学校が82.7%の実施率となっております。</p> <p>ですから、強制的に全員がするというのではなく、あくまで同意に基づいて実施しているというところでございます。</p>
教 育 長	<p>事務局から説明がありましたが、安全性や保護者の理解を得て実施していること、また現在は、モデル校で実施しているということなど、もう少し補足したほうがいいでしょうか。</p>
永 山 委 員	<p>そうですね。2カ所くらい同意を得た上でという表現もありますが、モデル校以外の方にも、決して強制的に実施しているわけではないというのが伝わったほうが安心されるのではと思ったので。</p>
教 育 長	<p>事務局、どうですか。</p>

教育総務課長	はい、わかりました。確かに強制的に行っているものではないということが分かるように、もう少し学校教育課と文書を詰めさせていただきたいと思います。いただいたパブリックコメントについては、早目にホームページでの回答をしないとイケませんので、修正内容につきましては、教育長に一任ということでよろしいでしょうか。
永山委員	もちろんです。お願いします。
教育長	よろしいですか。では、そのように取り扱いさせていただきたいと思います。 ほかにございませんでしょうか。
諫本教育長 職務代理者	フッ化物に関しては、いろんな意見があつて当然だと思いますし、かなり細かく回答をされていますが、それぞれの方の判断のもとになると思いますので、できるだけ丁寧な説明がいいのかなと思います。
教育長	ありがとうございます。そこも含めて、また少し検討していただきたいと思います。 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、議案第11号につきましては、原案のとおり可決してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、議案第11号、日田市教育行政実施方針については、原案のとおり可決といたします。 続きまして、議案第12号について、事務局お願いいたします。
教育次長	議案集の4ページをお願いいたします。 議案第12号、日田市教育委員会個人番号利用事務における本人確認に関する事務取扱要綱の制定についてでございます。 番号利用事務、いわゆるマイナンバーの利用事務でございますが、その事務におきます、本人確認に関する事務につきましては、平成28年4月に制定されました日田市個人番号利用事務における本人確認に関する事務取扱要綱に準拠して行ってまいりましたが、いよいよ本年7月から情報連携の開始が予定されておりますことなどから、より適正な本人確認事務の執行を目的に、教育委員会独自の要綱を定めるものでございます。 内容につきましては、教育総務課から御説明を申し上げます。

教育総務課長

それでは、議案集の4ページをご覧ください。

議案第12号、日田市教育委員会個人番号利用事務における本人確認に関する事務取扱要綱の制定についてでございます。

4ページから18ページにわたりまして要綱が記載されております。現在、日田市教育委員会での、いわゆるマイナンバーを使った事務でございますが、法定事務といたしましては、学校教育課で学校保健安全法により、医療に関する費用についての援助に関する事務がございます。

また、独自利用といたしまして、30事務ございまして、1件は、教育総務課で行っております日田市奨学資金に関する条例による奨学金の貸与に関する事務、もう一点が学校教育課の小中学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒、それと特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のために必要な経費の支弁に関する事務、また、学校教育課で、小中学校に在学する児童生徒に対する就学援助に関する事務、この4つを行っております。

先ほど教育次長から御説明申し上げました、今回いよいよ7月から連携事務が始まりますが、本人確認を厳密に行うということで、国や県、あるいは市でも、いろいろな法律、規則等が定められております。

1つずつ説明していきますと、時間がありませんので、19ページに、事務取扱要綱の制定について簡単にまとめさせていただきました。

まず、1番に、本人確認措置の告示の制定についてということで、大きく4つあります。少し読み上げさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条では、個人番号利用事務等実施者が、本人から個人番号の提供を受けるときに、本人確認の措置として番号の確認と身元の確認を行うことを義務付けている。

2番の黒丸です。本人確認の措置の方法については、法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則で、原則的な法律を定めている。

3つ目の黒丸で、規則では、個人番号利用事務実施者が認める本人確認のその他の書類等を認めることを定めている。

そのため、今回教育委員会でも個人番号を利用する、先ほど説明いたしました4つの事務について、個人番号利用事務実施者が認める本人確認のその他の書類等を告示により定めることができるようになっておりますので、今回どのような書類で、番号、あるいは本人

<p>教 育 長</p>	<p>の確認をするかということを決めたものが、この事務取扱要綱の制定でございます。</p> <p>具体的に言いますと、御本人が個人番号カードを持っていらっしゃればいいんですが、なかなかまだ普及率が上がっていない中で、本人の番号、あるいは身分の確認をするためには、通知カード、もしくは住民票の番号を用いるほか、運転免許証やパスポートで確認をしてくださいということがいろいろ取り扱う事務によって定められておりますので、今回教育委員会で行う4つの事務について、その取扱要綱を定めようとするのが、この議案第12号になります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、議案第12号について、御質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、質疑がないようですので、議案第12号について、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第12号、日田市教育委員会個人番号利用事務における本人確認に関する事務取扱要綱の制定については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第13号から議案第19号につきましては、一括で説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の20ページをお願いいたします。</p> <p>まず、議案第13号日田市教育庁組織規則の一部改正について、また第19号までの関連でございますが、日田市では、日田市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を平成29年の第1回市議会定例会に上程をいただいておりますけれども、この中で、行政職の給料表等級別基準職務表の改正というのが含まれております。</p> <p>職員の給与につきましては、これまで8級制ということでしたが、今回7級制に変更ということで提案をいたしております。それに付随いたしまして、職名等を変更するという内容が含まれております。</p> <p>それから教育委員会の組織の見直しといたしまして、博物館などに係を設けること、また中学校の寄宿舎の解体に伴いまして、関連する規則の改正を行うものでございます。</p> <p>詳しくは、教育総務課から御説明を申し上げます。</p>

教育総務課長

それでは、議案第13号から議案第19号まで、一括して説明させていただきます。

議案集は20ページからになります。

まず、先ほど教育次長が御説明いたしました。今回、教育委員会の組織規則、あるいは職名規則等の一部改正が必要となりました経過を説明させていただきます。

お手元の資料の39ページをご覧ください。

39ページは、4月1日以降の日田市教育委員会の組織図になります。課、室、所の名称は変わりませんが、網かけの部分になります。博物館に学芸係を新たに置くこと、咸宜園教育研究センターに研究・啓発係を置くこと、世界遺産推進室に登録推進係を置くこと、この大きな3つが今回の組織規則の改正に関する部分でございます。

この博物館と咸宜園教育研究センター、そして世界遺産推進室には、これまで係名がございませんでした。今回の組織見直しとしまして、新たに係を置くものでございます。

次に、40ページをお開きください。

先ほど教育次長が御説明申し上げましたが、ただいま開会中の市議会定例会に日田市一般職員の給与に関する条例等の一部改正を上程いただいております。現在、日田市は、部長職を含めた8級制をとっております。この行政職給料表等級別基準職務表と申しますが、これを7級に改めようというものでございます。

詳しくは、40ページの中ほどに表がございます。右手が改正前、左手が改正後でございます。8級であったものが7級に変わるものが1点、それから右側の改正前の部分に下線が引いておりますが、例えば6級の第2、「課長補佐、局長補佐及び次長の職務」、7級では、2として、「特に困難な業務を掌握する職務」、3、「その他重要な業務を掌握する職務」、それと8級では、「その他特に重要な業務を掌握する職務」というふうの下線が引いておりますが、こちらをそっくり左側の改正後のほうに移行いたします。

変わるのが、5級では、今まで主幹の職務という部分に「局長補佐及び」というものが加わります。

6級と7級が、左手のほうでは6級に変わります。今まで6級の第2にありました「課長補佐、局長補佐及び次長の職務」、それと7級では、「特に困難な業務を掌握する職務、その他重要な業務を掌握する職務」というものがなくなりまして、新たに6級では、「課長、局長、会計管理者、室長、参事及び施設の長の職務」というふうに変更になります。

したがって、簡単に言いますと、現在まであります課長補

佐、局長補佐、あるいは次長という職名がなくなりますので、それに合わせて必要な規則等の改正を行うものでございます。20ページにお戻りいただけますでしょうか。

議案第13号、日田市教育庁組織規則の一部改正についてでございます。

右手が改正前、左手が改正後でございます。

まず、20ページの表をご覧ください。

組織、第1条の中で、下線を引いております。「ただし、同表中課の欄に掲げる世界遺産推進室については、右欄に掲げる係を置かないことができる。」とありますが、先ほど御説明で申し上げましたが、世界遺産推進室が、登録推進係を置きますので、この部分を削除いたします。

続きまして、21ページ、淡窓図書館と学校給食センターの部分を少し太い枠で囲んでおります。淡窓図書館と学校給食センターにつきましては、それぞれ組織及び管理に関する規則というものがございまして、そちらで別途定めがございましたので、今回教育庁組織規則の中から削除しようとするものでございます。

それから、淡窓図書館と学校給食センターの間に世界遺産推進室がございしますが、現在、係がございませんが、改正後では、世界遺産推進室には登録推進係を置くとなっております。

21ページの一番下の欄をご覧ください。

右の欄に、中央公民館、博物館、淡窓図書館、市民文化会館がございします。市民文化会館に下線を引いておりますが、現在、指定管理者となっております。市の職員を配置しておりません。組織規則上では、職員を置いていない施設については、組織規則に掲載しないとしておりますので、今回この市民文化会館を削除しようとするものでございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

右側の欄で、上から2行目、「課長補佐、次長」、4行目、「課長補佐、次長」、第5条の第2項で、「課長補佐又は次長」、第5条の第3項で、「課長補佐及び次長」に下線がありますが、先ほど申し上げましたとおり、これらの職務について、削除しようとするものでございます。

それから、22ページの下の方に別表がございします。

教育総務課が所管しておりました分掌事務の(7)番、中学校寄宿舎に関する事項、これは平成28年度、前津江の蛍雪寮と中津江の青雲寮については、全て解体工事等が完了いたしましたので、こちらを削除し、(8)の教職員住宅に関する事項を左側の改正後のとおり、(7)に改正をしようとするものでございます。

続きまして、23ページ、淡窓図書館と学校給食センターについては、先ほど申し上げましたが、別に組織及び管理に関する規則がございますので、それぞれの淡窓図書館、学校給食センターが所管をしております分掌事務を教育庁組織規則から削除しようとするものでございます。

以上が議案第13号の教育庁組織規則の一部改正についてでございます。この改正は、平成29年4月1日から施行させていただきたいと思っております。

続きまして、議案第14号、議案集では25ページになります。

日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正についてでございます。

こちらは、改正前の下線が引いております部分、先ほど御説明いたしました課長補佐または次長の職務がなくなりますので、それらを削除しようとするものでございます。

こちら平成29年4月1日からの施行とさせていただきます。

同じく、議案集27ページは、議案第15号、日田市教育委員会職員職名規則の一部改正についてでございます。こちら行政職の給料表の等級別基準職務表の改正によりまして、課長補佐及び次長という職務がなくなりますので、今回改正前の表の中で下線を引いております部分を削除するものでございます。

なお、改正は、平成29年4月1日からの施行とさせていただきます。

続きまして、議案集28ページ、議案第16号、日田市学校給食調理場の組織及び管理に関する規則の一部改正について、こちら先ほどと同様の理由によりまして、改正前の第2条に次長という職がございましたので、その「次長」を削除し、先ほど組織の部分で説明いたしました。調理場の業務を処理するために、改正後の第2条第2項に「管理係を置く。」というように改正させていただきます。

また、28ページと29ページにかけまして一部省略させていただいておりますが、調理場の分掌事務がございます。この中に、(7)番目の分掌事務として、これまでございました「学校給食センター及び調理場の統合に関すること。」の追加をさせていただきまして、(7)番目の分掌事務を(8)に改正するものでございます。

こちらの議案第16号も、平成29年4月1日からの改正とさせていただきます。

続きまして、議案第17号、議案集の30ページから31ページでございます。

こちらは、日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部改正についてでございます。理由は、先ほどと同様の理由でございます。改正前に下線を引いております「次長及び」という部分と第3条の第2項「又は次長」の部分を削除しようとするものでございます。

こちら、平成29年の4月1日からの改正とさせていただきます。

続きまして、32ページと33ページ、こちらは、議案第18号になります。

日田市立博物館条例施行規則の一部改正について、先ほど39ページの組織の部分で御説明をさせていただきましたが、博物館に新たに学芸係を置きます。

したがって、改正前、「館長及び学芸員その他の職員」の第2条第2項で、「館長は」の部分から2行にわたって下線を引いております。こちらを左の改正後のおりに「博物館に学芸係を置き、係に係総括（第2条に規定する係総括）を置く。」と変更しようとするものでございます。

また、あわせて第3項、4項、5項については、新たに学芸係を置くことにより追加でございます。

こちら、平成29年の4月1日からの改正とさせていただきます。

続きまして、議案第19号、34ページから38ページにかけてでございます。

こちらは、咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。

こちらは、先ほど御説明申し上げましたが、咸宜園教育研究センターに研究・啓発係という新たな係を置きますことに伴います所要の措置を講ずるものでございます。

34ページをご覧ください。

改正前、第2条の「利用申請」から、38ページにかけて第17条までがございました。今回改正後のおりに、第2条に、「組織及び職務」に下線がありますが、「咸宜園教育研究センターに、所長、係総括及びその他の職員を置く。」、第2条で、「センターの業務を処理するため研究・啓発係を置く。」と第2条の部分の追加をし、以下は項ずれでございます。第2条が第4条、第3条が第5条になります。

そして、改正後の第3条では、咸宜園教育研究センターが行います分掌事務を1番から6番まで整備をさせていただきたいものでございます。

<p>教 育 長</p>	<p>こちら、咸宜園教育研究センターにおける係の設置などに伴いまして、所要の措置を講ずるもので、同様に施行は、平成29年の4月1日からにさせていただきます。</p> <p>以上、議案第13号から議案第19号まで一括で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第13号から19号まで一括して説明をいただきました。</p> <p>これについて御質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。組織の見直し等に伴って、所要の措置を講ずるものということになります。特によろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第13号から19号まで、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第13号日田市教育庁組織規則の一部改正についてから、議案第19号咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>それでは、議案第20号について、説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の41ページをお願いいたします。</p> <p>議案第20号、日田市教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。</p> <p>通知文等に押印いたします公印の使用に関しまして、規定の整備を行うものでございまして、教育総務課から御説明を申し上げます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは、議案集は41ページになります。</p> <p>議案第20号、日田市教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。</p> <p>主な改正点でございますが、「公印の印影の印刷」という条項で第7条、また42ページ、「電子印」ということで、第8条の追加をいたします。</p> <p>したがって、改正前の第7条が項ずれをいたしまして、それぞれ第9条、第8条が第10条、第9条が第11条になるというものでございます。</p> <p>この規則の施行は、平成29年の4月1日からとさせていただきますと思います。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>議案第20号の説明が終わりました。</p> <p>これについて御質疑等ございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第20号は、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第20号、日田市教育委員会公印規則の一部改正については、原案のとおり可決といたします。</p> <p>それでは、続きまして議案第21号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の43ページをお願いいたします。</p> <p>議案第21号、旧日田市立丸山小学校用地及び建物の変更についてでございます。</p> <p>平成24年3月31日に閉校いたしました旧日田市立丸山小学校の跡地を日田市丸山コミュニティセンターとして利用することになりましたので、財政課及びまちづくり推進課に所管換えを行うものでございます。</p> <p>詳しい内容につきましては、教育総務課から御説明申し上げます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは、議案集43ページをご覧ください。</p> <p>議案第21号、旧日田市立丸山小学校用地及び建物の変更についてでございます。</p> <p>丸山小学校の跡地につきましては、昨年9月21日に開催をいたしました定例会教育委員会の報告第23号で御報告をさせていただきましたが、地元の方々との協議が整いまして、学校の校舎を一部解体いたしまして、丸山コミュニティセンターとして利用することとなりました。</p> <p>したがって、教育委員会が所管しておりました土地、建物をそれぞれ財政課とまちづくり推進課へ所管換えをしようとするものでございます。</p> <p>所管換えを行う用地及び建物の内容でございますが、43ページから44ページにかけて、土地が8筆ございます。</p> <p>その8筆のうち、44ページをご覧ください。真ん中のほうにございますが、（1）番から（5）番まで1,410平米ございますが、この5筆を普通財産として財政課へ所管換えをいたします。残りました（6）番から（8）番まで6,010平米ございますが、この3筆を日田市丸山コミュニティセンター用地として、まちづくり推進課へ所管換えを行うものでございます。</p>

	<p>財政課へ所管換えをいたします部分が旧丸山小学校のプールの用地となっております。また、建物につきましては、校舎、鉄筋コンクリート3階建ての建物がございますが、177.6平米ございます。ちょうど正面から向かって左手にランチルームがございますが、そのランチルーム以外の部分は全て解体をいたしております。このランチルームを丸山コミュニティセンター施設としてまちづくり推進課へ所管換えをいたします。</p> <p>あわせまして22平米、小さい木造平屋建ての小屋がございますが、こちらをあわせてコミュニティ施設としてまちづくり推進課へ所管換えするものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第21号について、ただいま説明がありました。</p> <p>これについて御質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第21号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第21号、旧日田市立丸山小学校用地及び建物の変更については、原案のとおり可決といたします。</p> <p>それでは、議案第22号について、説明をお願いいたします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集46ページをお願いいたします。</p> <p>議案第22号、旧日田市立出口小学校用地及び建物の変更についてでございます。</p> <p>平成24年3月31日に閉校いたしました旧日田市立出口小学校の跡地を日田市出口コミュニティセンターとして利用することとなりましたので、まちづくり推進課に所管換えを行うものでございます。</p> <p>教育総務課から説明を申し上げます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは、議案集46ページから49ページになります。</p> <p>議案第22号、旧日田市立出口小学校用地及び建物の変更についてでございます。</p> <p>教育次長が御説明申し上げましたとおり、地元との協議が整いましたので、出口小学校の土地及び建物をそれぞれまちづくり推進課へ所管換えするものでございます。</p> <p>所管換えをいたします土地及び建物でございますが、46ページから48ページにありますとおり、合計21筆ございまして、面積で1万3,236平米ございます。こちらは全てまちづくり推進課へ</p>

<p>教 育 長</p>	<p>所管換えをいたします。</p> <p>また、建物につきましては、校舎が1,400平米ございましたが、一部解体をいたしまして、残りの489.12平米を日田市の出口コミュニティセンター施設としてまちづくり推進課へ所管換えをいたします。</p> <p>また、残ります屋内運動場、倉庫、ポンプ室、これらについては全てそのままの状態でもちづくり推進課へ所管換えを行おうとするものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第22号について、ただいま説明がございましたが、御質疑等ございますでしょうか。</p>
<p>田 島 委 員</p>	<p>コミュニティセンター施設というのはどのようなことをする施設で、また今までの公民館との違いはどのようなものなんでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>まちづくり推進課から聞いておりますのは、地元の土地利用委員会と協議をさせていただいて、地域の方がいろいろな集会や教室など、地域活性化のために使用する施設と聞いております。</p> <p>したがって、社会教育課が所管をしております公民館は、公設の公民館で、いろんな生涯学習活動を行っておりますが、こちらのコミュニティ施設というのは、公民館ほど広い建物でもございませんので、地域の方がいろいろな活動をするための施設と聞いております。</p> <p>ですから、建物も学校の一部、不必要な部分を解体して、最小限の施設でお貸しをすると聞いております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第22号は、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第22号、旧日田市立出口小学校用地及び建物の変更については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第23号について、説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の50ページをお願いいたします。</p>

<p>教育総務課長</p>	<p>議案第23号、中学校寄宿舎用地の変更についてでございます。 前津江中学校寄宿舎であります蛍雪寮の解体に伴いまして、日田市営大野本村住宅用地として土木建築部の建築住宅課に所管換え及び用途変更を行うものでございます。 教育総務課から御説明申し上げます。</p> <p>議案集50ページをお願いいたします。 議案第23号、中学校寄宿舎用地の変更についてということで、現在、前津江中学校がございしますが、こちら平成24年3月に閉寮いたしました蛍雪寮、今年度予算で解体が全て終了いたしましたして、現在、更地になっております。 跡地利用を財政課へ所管換えすることで考えておりましたところ、隣に市営住宅がございまして、そちらの所管をしております建築住宅課から、市営住宅に住んでいらっしゃる方の駐車場に利用したいということで申し出がございましたので、財政課と建築住宅課で協議を行いまして、このたび建築住宅課へ所管換え及び用途変更を行うものでございます。 所管換えを行います用地でございますが、面積が1,406.82平米となっております。 以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第23号について御質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） 議案第23号は、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、議案第23号、中学校寄宿舎用地の変更については、原案のとおり可決といたします。 続きまして、議案第24号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集51ページをお願いをいたします。 議案第24号、日田市立小中学校総合的な学習の時間推進交付金交付要綱の廃止についてでございます。 総合的な学習の時間に係ります各学校の予算を交付金という形から、ほかの予算の節に変更するに当たりまして、この要綱を廃止をするものでございます。 学校教育課から説明を申し上げます。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>議案集の51ページでございます。 議案第24号、日田市立小中学校総合的な学習の時間推進交付金</p>

	<p>交付要綱の廃止についてでございます。</p> <p>これまで日田市の小中学校で行う総合的な学習の時間に関する予算は、52ページと53ページでございます日田市立小中学校総合的な学習の時間推進交付金交付要綱に基づき、各学校に交付をしておりました。</p> <p>しかし、他の教科と同じ授業の一つでありながら、通帳管理など支払い業務が他と異なることや交付申請書、事業計画書、事業予算書、事業終了後には実績報告書等を作成して提出をするなど、学校の事務負担も大きくなっているという状況がございます。</p> <p>また、市から市の所管施設、つまり、市から各小学校等へ交付金を交付することはおかしいのではないかという指摘もございました。そこで、他の事業と同様に、費目ごとに予算計上をすることで、事務の効率化を図ろうとするものでございます。</p> <p>そのために、51ページの一番下の理由にもありますように、平成29年度より総合的な学習の時間に係る各学校の予算を交付金から他の予算節に変更するに当たり、本要綱を廃止するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第24号について説明ございましたが、御質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。この負担軽減というのは、学校の教職員の負担軽減ということですか。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>学校職員の負担がかなりあるのではないかとということで、負担軽減のためにも、変更しようというものでございます。</p>
教 育 長	<p>御質問等よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第24号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第24号、日田市立小中学校総合的な学習の時間推進交付金交付要綱の廃止については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第25号について、説明をお願いします。</p>
教 育 次 長	<p>議案集の54ページをお願いいたします。</p> <p>議案第25号、日田市立博物館協議会委員の任命についてでございます。</p> <p>現在の博物館協議会委員の任期が満了いたしますので、博物館条例第4条第1項の規定に基づきまして、新委員を任命するものでござ</p>

<p>博 物 館 長</p>	<p>ざいます。</p> <p>博物館から説明申し上げます。</p> <p>博物館でございます。議案集の54ページをご覧ください。</p> <p>議案第25号、日田市立博物館協議会委員の任命についてでございます。</p> <p>一番下の理由にありますとおり、日田市立博物館協議会委員の任期満了に伴いまして、日田市立博物館条例第4条第1項の規定に基づき、新たな委員を任命するものでございます。</p> <p>今回委員の任命をお願いいたしますのは、委員総数10名のうち9名の方でございます。1番の古田様から、7番の渡邊様までが再任で、8番の木戸様、9番の合谷様が新任でございます。ちなみに、木戸様は、久留米大学の講師、合谷様は、元教職員で、現在、日田自然愛好会の会長をしていらっしゃいます。</p> <p>任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日まででございます。</p> <p>なお、10番の小中学校理科主任代表の方につきましては、新年度において関係機関に推薦をお願いする予定でございます。6月の定例委員会で、追加の任命についてお諮りする予定でございます。</p> <p>次の55ページには、資料として日田市立博物館条例を添付いたしております。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第25号について、説明がございました。</p> <p>御質疑等ございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第25号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第25号、日田市立博物館協議会委員の任命については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第26号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の56ページをお願いいたします。</p> <p>議案第26号、豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。</p> <p>豆田まちづくり歴史交流館の施設といたしまして、旧古賀医院の離れ座敷を追加する条例改正等に伴いまして所要の措置を講ずるものでございます。</p>

<p>文化財保護課長</p>	<p>文化財保護課から説明を申し上げます。</p> <p>豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。</p> <p>議案の提出理由といたしましては、ただいま教育次長が申し上げましたとおり、旧古賀医院離れ座敷を追加する条例改正等に伴い、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>下記の表をご覧ください。</p> <p>改正前の「規則で定める施設」、第2条「条例第3条第3号」を改正後「条例第3条第4号」に改め、改正前の「別表第1（第4条関係）」を改正後「第5条」に、改正前の「別表第2（第5条）」を「第6条」に改めるものでございます。</p> <p>次のページで説明をさせていただきます。57ページをご覧くださいと思います。</p> <p>1月の定例教育委員会に提出をいたしまして、条例第3条第3号に「旧古賀医院離れ座敷」を追加し、太字部分でございます第4号「その他第1条の設置の趣旨に沿うものとして規則で定める施設」が第3号から第4号に改正されております。</p> <p>中段の施行規則をご覧ください。</p> <p>この改正に伴いまして、現行の条例施行規則、第2条、「条例第3条第3号に規定する規則で定める施設は、防災倉庫とする。」との規定のうち、「条例第3条第3号」を改正後「条例第3条第4号」に改めるものでございます。</p> <p>次に、平成28年3月の定例教育委員会に提出をいたしまして、使用料の減免に関する規則が第5条、それから使用料の還付に関する規則が第6条に繰り下がる改正法になっておりました。次の58ページをお願いいたします。</p> <p>この条例の繰り下がりましたことに伴いまして、現行の別表第1（第4条関係）を「（第5条関係）」に、「別表第2（第5条関係）」を「（第6条関係）」へと一部改正を行うものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第26号について、説明がありましたが、御質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第26号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第26号、豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については、原案のとおり可決といたし</p>

<p>教 育 次 長</p>	<p>ます。</p> <p>続きまして、議案第 27 号について、説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 27 号、日田市補助金等交付規則第 4 条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示の一部改正についてでございます。</p> <p>全国市町村交流レガッタ大会というのが開催予定でございます。平成 31 年度、この準備等に要する経費として、補助金を交付するというので、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>体育保健課から御説明を申し上げます。</p>
<p>体 育 保 健 課 長</p>	<p>議案第 27 号、日田市補助金等交付規則第 4 条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示の一部改正についてでございます。</p> <p>内容でございますが、真ん中より下側のところ、黒線の部分でございます。全国市町村交流レガッタ大会事業補助金でございます。レガッタという意味は、競技のボート大会という意味でございます。</p> <p>今回の改正でございますが、この告示の規定に、新たにこのレガッタ大会の補助金の規定を追加するものでございます。</p> <p>理由については、次の 60 ページをご覧くださいと思います。</p> <p>平成 28 年 7 月に滋賀県の大津市で開催されました第 29 回の全国ボート場所在市町村協議会市町村長会議におきまして、平成 31 年の第 28 回全国市町村交流レガッタ大会が日田市の三隈川で開催されることが正式に決まっております。</p> <p>レガッタ大会というのは、ボート大会というふうに説明いたしましたが、基本 5 人乗りの手こぎボート、ナックル艇というふうに申します。ナックル艇を使いました本格的な協議ではなく、各市町村が交流を目的にボート大会を開催するものでございます。</p> <p>この大会というのは、ボート関係者など約 1,000 名ほどの御来場があるということでございます。今回このレガッタ大会が平成 31 年に開催されますことから、開催地として、その準備を進めるために全国市町村交流レガッタ大会の準備、それから開催に係る事業の推進に当たりまして、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第 27 号について、説明がありました。</p> <p>これについて御質疑等ございませんか。</p>

諫本教育長 職務代理者	平成28年7月に平成31年度の開催が決まったということですが、この大会は毎年開催されている大会ですか。
体育保健課長	そうでございます。平成29年度は、秋田県の由利本荘市というところでの開催でございます。 それから、平成30年度は、滋賀県の大津市での開催でございます。平成31年度が日田市の開催ということでございます。
諫本教育長 職務代理者	この競技は何メートルで行われるんですか。
体育保健課長	今考えておりますのは、亀山公園のほうから上流のほうに向けて約500メートルで、上手のほうがゴールということで開催する予定としております。
諫本教育長 職務代理者	想定される予算というのは大体どれぐらいの規模になるんですか。
体育保健課長	新年度予算に計上させていただいておりますが、平成29年度の予算におきましては、先ほど申しましたナックル艇等の購入、全国にあります中古のボート等も一部購入したいと考えていまして、900万3,000円ほど予算を計上させていただいております。この予算の中には、観光祭のときに、中学生を対象にいたしますが、市民交流レガッタ大会、そういった形の企画をいたしているところでございます。
諫本教育長 職務代理者	ありがとうございます。たくさんいらっしゃるので、ぜひいい大会になればと思います。
教 育 長	ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、議案第27号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） 議案第27号、日田市補助金等交付規則第4条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示の一部改正については、原案のとおり可決いたします。 続きまして、議案第28号について、説明をお願いいたします。
教 育 次 長	議案集の61ページをお願いいたします。

<p>体 育 保 健 課 長</p>	<p>議案第28号、日田市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。</p> <p>現在の委員の任期がこの3月末で満了いたしますので、新委員を任命するものでございます。</p> <p>体育保健課から御説明を申し上げます。</p> <p>日田市のスポーツ推進委員の定数は、日田市体育指導委員規則第3条の規定によりまして、委員の定数、50名以内とし、教育委員会で委嘱するという規定がございます。現在も50名の定員ということで、スポーツ推進委員を委嘱しているところでございます。</p> <p>スポーツ推進委員の活動といたしましては、日田市の主なスポーツイベント事業にほとんどスポーツ推進委員が御活躍になっております。先日行われましたひなまつり健康マラソン、それからチャレンジウォーク、そういった大きなイベントに御活躍いただいているものでございます。</p> <p>現在の委員の任期が満了いたしますことから、今回47名での委嘱を行うものでございます。</p> <p>内訳といたしまして、新任の方が6名、それから再任の方が41名ということでございます。</p> <p>なお、選出されていない地区が3地区ありますことから、決定次第、議案として提出させていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第28号について、説明がございました。</p> <p>御質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第28号は、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第28号、日田市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第29号について、説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の65ページをお願いいたします。</p> <p>議案第29号、日田市社会教育指導員の委嘱についてでございます。</p> <p>指導員の任期満了に伴いまして、新たに指導員を委嘱するものでございます。</p> <p>人権・同和教育室長から御説明申し上げます。</p>

<p>人権・同和教育 室 長</p>	<p>本案は、社会教育指導員についての委嘱をお願いするものでございます。</p> <p>社会教育指導員の任務といたしましては、学校、PTA、育友会、それから公民館等と連携して、児童生徒のみならず、保護者、それから地域への人権啓発等を行う講演会等を開催する、そういった任務を担っているものでございます。</p> <p>任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。66ページをご覧ください。</p> <p>66ページの第4条に、「指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を有するもののうちから教育委員会が委嘱する。」となっております。今回委嘱をお願いするのは、川野一美氏でございます。現在、日田市立有田小学校の校長でいらっしゃいまして、3月31日で退職の予定でございます。人権教育に関する認識はもちろんありますし、様々な育友会活動等にもかかわってこられており適任と思いますので、委嘱をお願いしたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第29号について説明がございましたが、御質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第29号は、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第29号、日田市社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり可決といたします。</p> <p>続きまして協議事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは、議案集の67ページをお願いいたします。</p> <p>初めに、日田市民文化振興基金実行委員の推薦についてでございます。</p> <p>日田市民文化振興基金実行委員会につきましては、市民が文化芸術に対する関心を高めるため、国内外の優れた芸術団体の公演の鑑賞機会の提供や地域活性化のための日田市民文化会館の機能の活用方法などの検討を行う委員会でございます。</p> <p>委員の任期でございますが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>議案集の69ページには、実行委員会の設立と概要について、70ページには、現委員の名簿を掲載いたしております。教育委員</p>

<p>教 育 長</p>	<p>会から1名の推薦につきまして、御協議をお願いしたいと思 います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>佐 藤 委 員</p>	<p>私が受けさせていただきます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、協議事項の1つ目ですが、日田市民文化振興基金実行 委員の推薦について、教育委員さんの中から推薦をお願いしたいと いうことでございます。どなたかお受けいただけますでしょうか。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは、協議事項の1つ目ですが、日田市民文化振興基金実行 委員の推薦について、教育委員さんの中から推薦をお願いしたいと いうことでございます。どなたかお受けいただけますでしょうか。</p> <p>（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、佐藤るり委員が受けていただけるということござい ますので、佐藤るり委員を御推薦ということによろしいでしょ うか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、佐藤るり委員を日田市民文化振興基金実行委員に推薦 をするということに決定をしたいと思います。</p> <p>続きまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、続きまして議案集の71ページをお願いいたします。</p> <p>日田市児童福祉施設苦情調査委員会委員の推薦についてござい ます。</p> <p>この日田市児童福祉施設苦情調査委員会については、日田市立認 定こども園や児童館などの児童福祉施設の利用者の方などからの福 祉サービスに対する苦情を迅速かつ適切に解決するために、中立か つ公平な第三者機関として設置する委員会でございます。</p> <p>委員の任期でございますが、平成29年4月1日から平成31年 3月31日までの2年間でございます。</p> <p>議案集の73ページには、現在の委員の名簿、74ページから7 5ページに根拠となります規則を掲載しております。</p> <p>教育委員会から1名の推薦につきまして、御協議をお願いしたい と思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>永 山 委 員</p>	<p>引き続き、永山が受けさせていただきます。よろしく お願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>永山委員さんのほうで引き続き受けていただけるということござ いりますが、推薦してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p>

	<p>それでは、永山委員、よろしくお願いいたします。 続きまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは、続きまして議案集の77ページをお願いいたします。 日田市老人保健福祉計画策定委員会委員の推薦についてでございます。 今回の日田市老人保健福祉計画策定委員会につきましては、第7期となります日田市高齢者保健福祉計画の策定とその進行管理を行うための委員会でございます。 委員の任期でございますが、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。教育委員会から1名の推薦につきまして、御協議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま説明ありました日田市老人保健福祉計画策定委員会委員の推薦をお願いしたいということでございます。これについてはどなたかお受けいただけますでしょうか。</p>
<p>木 下 委 員</p>	<p>先ほど事前協議いたしました結果、私が受けるようになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、木下委員さんのほうがお受けいただけるということでございますので、推薦してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、木下委員さんを推薦いたします。 以上で協議事項が終わりました。 続きまして、報告事項、事務局よりお願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは、議案集の79ページをお願いいたします。 報告第4号平成29年2月期分寄附採納についてでございます。 まず、地区寄附の採納でございますが、1件となっております。日本教育公務員弘済会大分支部様から、前津江中学校へデジタルカメラ一式とホワイトボード1台、4万749円相当の御寄附をいただいております。 次に、一般寄附の採納が5件となっております。まず1件目でございますが、公益社団法人日田玖珠法人会日田支部長様から、市内各小学校新1年生へライト付き防犯ブザー613個、30万円相当を御寄附いただいております。この御寄附につきましては、平成21年度から毎年御寄附をいただいているところでございます。</p>

	<p>次の2件目から4件目につきましては、2月に開催いたしました咸宜園開塾200年記念事業におきまして、3名の方から咸宜園開塾200年と日本遺産認定を祝してということで、福岡市の三善様から5,000円、大牟田市の向坂様から1万円、宇部市の工藤様から2万円を御寄附いただいております。</p> <p>次に、日本マクドナルド株式会社様から市内各小学校の新1年生に対しまして防犯笛650個、金額は不明でございますが、御寄附をいただいております。</p> <p>この御寄附につきましては、全国47都道府県の新小学1年生を対象に配布されているものでございます。</p> <p>2月につきましては、以上6件でございます、金額3万5,000円と物品相当額34万749円となっております、合わせまして37万5,749円相当の御寄附をいただいているところでございます。</p> <p>報告第4号につきましては以上でございます。</p>
教 育 長	<p>報告第4号について、今説明がありましたが、御質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、報告事項は以上で終わらせていただきます。</p> <p>その他について、事務局よりお願いします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、4月の定例教育委員会でございますが、お手元に行事日程表がございます。4月27日木曜日になります。1時半から勉強会、そして3時から定例教育委員会をお願いをしたいと思います。場所は、こちらの大会議室でございます。</p> <p>また、あわせまして、11日と12日にそれぞれ中学校と小学校の入学式がございます。</p> <p>また、お忙しい中でございますが、13日の木曜日に学校運営合同会議がございます。日程調整をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>4月の定例教育委員会について提案がありましたが、日程よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、提案のとおり決定をさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、4月は、小学校、中学校の入学式等、いろいろございますが、よろしくお願いを申し上げます。その他、何かございますか。</p> <p>なければ、以上をもちまして3月の定例教育委員会を終了したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後4時30分</p>

